

高知県こうち農業確立総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県こうち農業確立総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、県内の各地域の特性を活かした農業の確立を目的として、市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会の長（以下「市町村長等」という。）が、自主的かつ主体的に推進する農業生産活動等に係る農業振興施策の実施に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 市町村長等は、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請するに当たって、事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村長等は、次に掲げる事項を遵守し、かつ、市町村長等が事業実施主体に補助金を交付する際は、同様の条件を付さなければならない。

- (1) 補助金に係る規則、この要綱、高知県こうち農業確立総合支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）等の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び各市町村の財務規則等の規定に準じた競争入札等の方法によって、契約を締結しなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。

- (6) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（施設、機械及び器具をいう。）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する財産については、同令に規定する耐用年数に相当する期間内において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を得て財産の処分をしたことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、規則第4条第1項ただし書き各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを事業実施主体及び契約の相手方としないなど、県の暴力団等の排除に係る取り扱いに準じなければならないこと。
- (9) 事業実施主体（市町村長等を除く。）について、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認すること。
- 2 知事は、市町村長等及び事業実施主体が規則若しくは補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、この要綱、実施要領等の規定若しくはこれらに基づく県若しくは市町村の処分に違反したとき又は補助金を他の用途に使用したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

（補助金の変更）

- 第6条 市町村長等は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げる事由により交付決定額の変更を受けようとするときは、別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 事業実施主体又は事業実施箇所を変更しようとするとき。
- (3) 補助対象事業ごとの補助対象経費を増額し、又は20パーセントを超えて減額しようとするとき。
- (4) 補助対象事業間の県補助金額の配分を変更しようとするとき。

（遂行状況の報告）

- 第7条 市町村長等は、規則第10条第1項の規定により、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において実績報告を提出していない場合は、別記第3号様式による遂行状況報告書を当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。

（繰越承認の申請）

- 第8条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第4号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

（実績報告）

- 第9条 市町村長等は、補助事業が完了した場合は、別記第5号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 市町村長等は、補助事業が年度内に完了しない場合は、別記第6号様式による年度終了実績報告書

を当該事業年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書又は前項の年度終了実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったとき、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書又は第2項の年度終了実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した市町村長等にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第7号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（概算払）

第10条 市町村長等は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第8号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（指令前着手）

第11条 補助事業の着手は、原則として、指令に基づき行うものとするが、当該補助事業の実施に当たって、やむを得ない事由により指令前に着手する必要がある場合は、市町村長等は、別記第9号様式による指令前着手届を知事に提出しなければならない。

（グリーン購入）

第12条 市町村長等は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第13条 補助事業又は市町村長等に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により交付された補助金については第5条、第9条第4項及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第8条の規定により繰越承認を受けた事業については、前項の規定にかかわらず、令和10年5月31日以降当該事業の実績報告書が提出されるまでの間、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費及び補助率等

区 分		補助対象経費	補助率
一般型	市町村長等が事業実施主体となる場合	実施要領第2の（2）に規定する補助対象事業に要する経費から受益者負担金等特定財源を控除した額。ただし、市町村長等において、元利償還費が交付税で措置される起債を財源とする場合は、補助対象事業に要する経費から当該起債の充当額と受益者負担金等特定財源との合計額を控除した額をもって補助対象経費とすることがある。	補助対象経費の2分の1以内
	市町村長等が認める団体及びグループ（以下「団体等」という。）が事業実施主体となる場合	実施要領第2の（2）に規定する補助対象事業に要する経費に対して市町村長等が補助する額	
養液栽培システム等	農業協同組合が事業実施主体となって、レンタル施設として整備する場合（各市町村の農業振興に関する計画に基づき実施する場合に限る。）	①養液栽培システム等の導入に要する経費（10a当たり400万円を上限とする。ただし、水耕栽培の自動給液装置等を導入する場合は、10アール当たり360万円を上限に加算し、10アール当たり760万円を上限とする。）に対して市町村長等が補助する額 ②養液栽培システム等の導入に伴うハウスの改良に要する経費（10アール当たり130万円を上限とする。）に対して市町村長等が補助する額 ③循環式養液処理装置の整備に要する経費（1台当たり2,300千円を上限とする。）に対して市町村長等が補助する額	補助対象経費の2分の1以内
	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）が整備する場合	④省エネ対策として、1施設5アール以下で整備する3重カーテン施設（上限55万円/5アール）張部のフルオープン巻き取り機（上限25万円/5アール）、ヒートポンプ（上限240万円/10アール）等の導入に要する経費に対して市町村長等が補助する額	補助対象経費の2分の1以内又は整備に要する経費の10分の1以内のいずれか小さい方

（注）（1）「養液栽培システム等」とは、給液施設等を用いて養液による施肥及び水分管理等を行う農業生産システム（循環式養液処理装置、培地・防根シート等の附帯設備及びハウスの補強・中長期展張フィルムの被覆等のシステム導入に要するハウスの改良を含む。）をいう。

（2）県補助金額は千円未満切り捨てとする。